（仮称）壮瞥・伊達風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について

令和８年６月１１日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第３条の６の規定に基づき、（仮称）壮瞥・伊達風力発電事業計画段階環境配慮書について、北海道電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

１．計画概要
・住　　　所 ： 北海道有珠郡壮瞥町及び伊達市
・原動力の種類 ： 風力（陸上）
・出　　　力 ： 最大９７，６００kW

２．これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和　８年　３月２６日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和　８年　５月２８日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和　８年　６月１１日

問合せ先：電力安全課　小西、木全
電話：０３－３５０１－１５１１（内線：４９２１）

別　紙

（仮称）壮瞥・伊達風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

１．総論

（１）対象事業実施区域の設定

　対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（２）環境保全措置の検討

　環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（３）事業計画の見直し

　上記（１）及び（２）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（４）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

　本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）騒音に係る影響

　事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

　このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成２９年５月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住

居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、騒音による生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、オジロワシ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

（４）植物及び生態系に対する影響

想定区域の大部分は、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）に基づく自然環境保全基礎調査の第６回及び第７回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（ＩＩ）若しくはエゾイタヤ－ミズナラ群落といった植生又は森林法（昭和２６年法律第２４９号）に基づき指定されている保安林となっていることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高

い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

（５）景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）に基づき指定されている支笏洞爺国立公園が位置しており、当該国立公園内には「オロフレ峠展望台」やオロフレ山山頂までを結ぶ「オロフレ山線道路（歩道）」、「有珠山ロープウェイ洞爺湖展望台」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点について、その利用状況、そこからの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避し、又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔を確保する等の措置を講ずること。さらに、風力発電設備等の配置等を含む事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国立公園及び施設の管理者及び利用者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。